

地方独立行政法人山梨県立病院機構 第1回理事会 議事録

1 日 時 平成26年6月20日（金）午後4時～午後5時30分

2 場 所 県立中央病院 2階 理事長室

3 出席者 理事長 小俣政男

理 事 土屋幸治、藤井康男、篠原道雄

監 事 早川正秋、加藤隆博

（欠席者 なし）

（出席者 理事長・理事 計4名。今理事会は定足数を満たし成立した。）

4 会議次第

（1）理事長あいさつ

（2）議 事

○事務局 —平成25年度決算についての説明—

（資料1、「財務諸表」の3ページ、損益計算書および資料2の「法人化4年度収支決算」の両資料を読み上げ）

病院の業務量、患者数の状況について、中央病院の新規入院患者は前年比171人、1.3%増加、延べ入院患者数は前年比1,048人、0.6%増加。また、延べ外来患者数は前年比3,667人マイナスの1.4%減少。平均在院日数は12.8日であり、昨年同様高い水準を維持することができた。

次に、北病院では、新規入院患者数は前年比89人で13.7%増加、延べ入院患者数は、前年比1,343人、2.3%の減少。また、延べ外来患者は6人、ほぼ前年とイコールとなっている。

収支の状況については、営業収益は、医業収益177億3,497万円余、県からの運営費負担金収入34億1,554万円、合計は216億2,620万円。営業費用は、給与費90億3,231万円余、材料費51億1,745万円余に一般管理費を加え、合計は198億456万円余となり、営業利益は18億2,164万円余での黒字である。

これに、営業外収益 4 億 7,877 万円余と、借入地方債の返済利息などの営業外費用 9 億 2,833 万円余を加えた経常利益は、13 億 7,208 万円余と、第 1 期中期計画の 7 億 8,100 万円、変更後の第 2 次中期計画 8 億 2,500 万円余を大きく上回る利益を上げた。

臨時損失について、平成 24 年度に実施された中央病院に対する厚生労働省等による個別指導において、基本的に平成 24 年 1 月から 12 月までの 1 年間、例外といたしまして最短で 4 カ月、平成 24 年 9 月から 12 月、最長で 3 年間、平成 22 年 1 月から平成 24 年 12 月にわたる診療報酬請求分について自己点検を行い、各保険者および必要に応じて患者に対して自主返還することとした結果、自主返還金 6 億 3,583 万円余を、その他臨時損失として計上した。その結果、当期の純利益は 6 億 6,887 万円余となった。

平成 25 年度収支決算の対比表について、収入、経常収益は 221 億 500 万円、前年比 6 億 2,600 万円の収入増である。主に医業収益が 3 億 6,300 万円増加している。

北病院については、精神科救急入院病棟の規模拡大による、精神科救急入院料の増のほか、医療観察入院料の増によるものが増加要因となっている。

次に支出、経常費用について、経緯上費用は 207 億 3,300 万円、前年に対しまして 10 億 7,400 万円の支出増。また薬品費については 1 億 1,700 万円の増である。

また、経費 9,200 万円の増の主な要因は電気やガス単価の上昇、および光熱水費の 4,700 万円増加などがある。

○議長

次に中央病院の収支の説明をお願いします。

○理事

中央病院の収支について平成 25 年度は 157 億 2 千万円であり、対前年比で見ると、2 億 4,800 万円の増である。

また、平均在院日数は 12.9 日である。

○議長

次に北病院の平均在院日数について。

○理事

平均在院日数について、以前は 100 日台だったが、昨年度は 76 日まで減っている

○事務局

次に厚生労働省における特定共同指導にある、ICU 施設基準について説明する。本件についての問題は、ICU において夜勤の当番表はあるが日中の当番表が無かったことである。文言には専従、専任という言葉が使われていたため、常駐せずとも院内に当番の医師が居り、PHS で呼び出すことで、迅速に対応できれば良と、我々は解釈してしまった。しかし、厚労省の解釈では、常に専任の医師が ICU 内にいなければいけないとのことである。

今回の特定共同指導の内容を分類すると、施設基準、カルテ記載、算定にわけることができる。施設基準に関してはクリアしたと理解している。カルテ記載については一番難渋しているが、電子カルテの利用と事務方のモニター、リアルタイムモニターと勧告、アラーム、アラート、それからバリジェイションを利用しカルテ記載の不備是正を徹底していく。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

○事務局

—規定改正案の概要について説明—

(資料 4)

難病医療法と改正児童福祉法の制定に伴い、使用量及び手数料規程の一部を改正する。

難病医療法改正児童福祉法が平成 27 年 1 月 1 日より施行されることに伴い、診断書作成対象受給者数が増加することと同じ公費負担医療でも障害者手帳交付用の診断書が文書料を徴収していることなどから、全額免除の対象を定めた別表第 2 を削除する。

また、今回の改正の施行期日は、難病医療法改正児童福祉法に基づく新規対象疾患に認定された患者の診断書発行が開始される予定の、平成 26 年 10 月 1 日とする。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

(3) 報告

○事務局 —北病院職員損害賠償裁判の和解について—

(資料5)

北病院職員損害賠償裁判の和解について裁判となった件について、平成21年9月17日に北病院において、当時栄養担当臨時職員が調理用のスライサーに左手を巻き込まれ、指を4本切断した事案である。平成25年5月28日に原告から甲府地方裁判所に、山梨県立病院機構を被告として、金3,327万1,513円、およびこれに対する平成21年9月17日から支払済みまでの金利を支払えとの訴状が提出された件である。

その後、平成26年5月14日に原告との間に和解が成立した。

和解内容については、被告は原告に対して本件和解金として1,800万円の支払義務があることを認めるというものである。

山梨県立病院機構としては、被告との早期の信頼回復を図る観点から、和解することとした。以上が、北病院職員損害賠償裁判の内容である。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

○事務局 —中央病院の駐車場不足の件について—

○事務局

中央病院は現状、駐車場が足りていない。中央病院の全駐車場は506台分を確保しているが、通勤者間に入っている職員が約800名いる。そこで、荒川の川沿いにある約3,800平方メートルの用地が取得できる見込みになり、その場所を駐車場とする予定である。同時に、今使っていない、新たに買い付ける予定の同規模の土地（飯田3丁目、北口3丁目、美咲2丁目）を土地の処分ということで、これは公示をして売却を考えている。

採決の結果、理事等から異議がなく、原案のとおり可決された。

(4) その他

○事務局 次回の理事会はいつ開催すべきか。

○一同 9月25日の開催で合意